

令和 5 年度

北海道障がい者条例の取組方針

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

# 令和5年度 北海道障がい者条例の取組方針

## ○ 基本方針

条例の施行に当たっては、第1条に規定する目的、第3条に規定する基本理念などに基づき、障がいのある方々の権利の擁護や暮らしやすい地域づくりを推進するという視点に立ち、また、「障がいのある方が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考え方の下、次の点に十分に配慮しながら取組を推進するものとする。

- (1) 障がいのある方々の参画を基本とし、幅広い関係者や地域住民との対話を重視すること。
- (2) 地域の課題を解決する力を高め、障がいのある方々が必要とする支援の確保を図ることにより、地域間格差の是正に資すること。
- (3) 福祉の枠を超えて、幅広い関係者と連携・協働し、関連する施策を推進すること。
- (4) 条例に基づく施策の実施状況や成果を広く道民に公表し、障がいの特性や障がいのある方々に対する道民の理解の促進を図ること。

## ○ 重点方針

### 1 条例の広報

- ・ 出前講座やパンフレットの配布など、道民に広く周知するための啓発活動の実施
- ・ 障害者差別解消法の改正等とあわせて、障がいのある方々の権利擁護に関する効果的な周知の実施

### 2 権利擁護の推進

- ・ 関係機関との情報交換や障がいのある方々からの相談事例に関する協議の実施など、障がいを理由とする差別を解消するための取組の推進
- ・ 障がいのある方々に対する情報の保障に係る合理的配慮の提供に関する取組の推進
- ・ 障害者差別解消法の改正も踏まえた、市町村における相談体制等の整備促進
- ・ 施設内虐待の防止についての取組強化、関係機関との連携など、障害者虐待防止対策の推進

### 3 障がい者が暮らしやすい地域づくりの推進

- ・ 地域の相談支援事業所と連携し、障がいのある方々などの声を地域づくり委員会における協議に反映する取組の推進
- ・ 地域生活支援拠点等の整備をはじめ、地域に必要な総合的な相談支援体制の確保のための支援の実施
- ・ 強度行動障がいのある方々の支援体制の検討を行うための支援ニーズの把握

### 4 障がい者の就労支援

- ・ 一般就労の推進に向けた、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、企業、障害者就労施設など様々な分野の機関が連携したネットワークづくり
- ・ 障害者優先調達法に基づく道や市町村による障害者就労施設等の製品の受注拡大
- ・ 北海道障がい者就労支援センターによる障害者就労施設等の製品の販売機会の拡大
- ・ 関係機関と連携した農福連携などの推進

令和5年度 北海道障がい者条例に基づく基本的施策等の概要

第9条 関係法令等との調和

○障害者就業・生活支援センターの設置促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者雇用促進法に基づき、道内12ヶ所にセンターを設置し、障がい者の職業生活における自立を図るための就業支援や就業に伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を行う。</li> </ul>	経済部 保健福祉部
○障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率の状況を踏まえ、道内主要経済5団体や、地域の主要経済団体に対する障がい者雇用促進についての要請を実施する。</li> <li>障がい者雇用の現状を紹介する「障がい者雇用促進パネル展」を開催し、道民の障がい者雇用に関する一層の理解促進を図る。</li> </ul>	経済部
○第6期北海道障がい福祉計画の推進管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者総合支援法に定める第6期北海道障がい福祉計画（令和3～令和5年度）に基づく施策の推進管理を行う。</li> </ul>	保健福祉部

第10条 道民等の理解の促進

○北海道パラスポーツ連携促進事業（パラアスリート発掘プロジェクト）	<ul style="list-style-type: none"> <li>パラリンピックなどの国際大会に向けて、有望な選手を発掘し、多くの道内出身選手が活躍することを目指すとともに、障がい者が地域においてスポーツに親しむことができる環境を整備する。</li> </ul>	環境生活部
○スポーツのする・みる・ささえる促進事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者と健常者が参加するパラ競技体験会・セミナーを開催するとともに、障がい者スポーツ団体の活動に助成する。</li> </ul>	環境生活部
○農福連携推進事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業の労働力確保と障がい者の生きがい創出や社会参画を実現する農福連携を推進するため、各振興局に相談窓口を設置するとともに、農福連携を推進するための人材育成セミナーや農業大学校の学生への農福連携の講義を実施するほか、農業現場等へ農福連携専門人材を派遣し、技術指導・助言等による普及推進を図る。</li> </ul>	農政部
○障がい者条例に係る普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある方の権利擁護に関するフォーラムの開催や、障害者差別解消法の一部改正法について、企業を対象に周知を図る。</li> <li>これまでに作成した障がいのある方の権利擁護に関するDVDや北海道障がい者条例の概要を説明したパネルを積極的に活用するなどして、障がいや障がい者に対する道民の理解促進を図る。</li> </ul>	保健福祉部
○成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度の利用促進を図るため、司法、関係団体と連携し、専門職等による助言が得られる体制づくりなど、市町村の体制整備を支援する。</li> </ul>	保健福祉部
○就労支援に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>道の広報媒体を活用するなどして、障がいのある方の就労支援に関する普及啓発を図る。</li> <li>関係機関との連携・協力の下、各種媒体に「障がい者の就労支援」ロゴマークを掲載するなどして、障がい者就労支援に関する理解を促進する。</li> <li>登録企業の社会的評価を高めるような広報活動を行うことにより、アクション登録制度及び企業認証制度の登録・認証拡大を図る。</li> <li>「農福連携」の取組を促進するため、農福連携による生産物や加工品の販売イベント「農福連携マルシェ」を開催するとともに、農業生産者と障害者就労施設等の農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する。</li> <li>福祉と地場産業との連携を促進し、人手不足が深刻な地域の地場産業において障がいのある方の就労を促進するため、コーディネーター派遣により障がいのある方の正社員雇用のマッチングを支援する。</li> <li>全道12箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の職業生活における自立を図るための就業支援や就業に伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を行う。</li> </ul>	保健福祉部

## 第11条 企業等の取組の支援

<b>○障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保健福祉部・経済部の出先機関における庁舎清掃業務の委託契約において、総合評価競争入札制度を実施する。</li> <li>■ 経済部における一部委託業務において、プロポーザル方式による随意契約を実施し、「北海道働き方改革推進企業認定制度」における認定を受けた企業のうち、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」の一定以上の認証ポイントを取得している企業に対しての優遇措置を行う。</li> <li>■ 労働政策協定に基づき北海道労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構と共同により、北海道教育庁と連携し、開催を希望する特別支援学校において見学会を開催し、企業の障がい者雇用への意識の醸成を図る。</li> </ul>	保健福祉部 経済部
<b>○民間企業等との協働事業</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 小売業などと連携し、障害者就労施設等の販売機会を確保することで、障害者就労施設等の製品の販路拡大を図る。</li> </ul>	保健福祉部
<b>○企業等の取組支援</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 登録企業の社会的評価を高めるような効果的な広報活動を行うことにより、アクション登録制度及び企業認証制度の登録・認証拡大を図る。</li> <li>■ 道や市町村が円滑に発注できるよう指定法人が優先調達の相談窓口となるほか、専門コーディネーターによる効果的なマッチングの推進、専用ホームページ「ナイスハートネット北海道」の機能充実など、授産事業の経営改善や受注拡大等の工賃向上に向け、共同受注システム等の充実・強化を図る。</li> <li>■ 障害者就労施設等の工賃水準の向上を図るため、全ての就労継続支援施設B型事業所に工賃向上計画の策定を求め、指定法人による就労支援業務を効果的に推進する。</li> <li>■ 自己評価制度について、各振興局等を通じて就労移行支援事業所へ周知を図り、制度実施を促すことで、事業所の就労支援サービスの質の向上を図る。</li> <li>■ 全道12箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の職業生活における自立を図るための就業支援や就業に伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を行った。</li> </ul>	保健福祉部
<b>○優先調達の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「優先調達方針」に基づき、障害者就労施設等からの調達推進に向け、道自ら取組を更に進めるほか、調達方針未策定の市町村への策定の働きかけを行い、道内全体での調達推進を図り、官公需の発注を推進する。</li> </ul>	保健福祉部

## 第12条 医療とリハビリテーションの確保

<b>○北海道病院事業</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 精神医療 道立病院として圏域における精神医療の中核的役割を担っているほか、訪問看護などにより社会復帰と在宅生活の支援を行う。 また、緑ヶ丘病院では精神科救急医療を中心的に担う高規格の精神科専門病棟として、スーパー救急病棟を運用する。</li> <li>■ 精神科リハビリテーション 緑ヶ丘病院及び向陽ヶ丘病院において、回復途上にある精神障がい者の円滑な社会復帰を促進するため、精神科デイケアを実施する。</li> <li>■ 児童思春期精神医療 緑ヶ丘病院において、先駆的・専門的な児童・思春期患者の外来医療を提供する。</li> <li>■ 小児高度専門医療 子ども総合医療・療育センターにおいて、小児高度専門医療と療育の一体的な提供のほか、ハイリスクの胎児や新生児に対する周産期医療、先天性心臓疾患に対する最先端医療、医療と療育が連携した医学的リハビリテーションなどの機能を提供する。</li> </ul>	道立病院局

**第12条 医療とリハビリテーションの確保（つづき）**

○身体障害者扶助費（更生医療）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が実施する、障がい者が日常生活能力等の回復、向上若しくは獲得のために行う医療の支給に要する経費の一部を負担することにより身体障がい者福祉の向上を図る。</li> </ul>	保健福祉部	

**第13条 移動手段の確保**

○バス利用促進等総合対策事業費補助金		
<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障がい者等の利便性や安全性向上のため、乗合バス事業者が実施するノンステップバスの導入に対して国と協調して助成を行う。</li> </ul>	総合政策部	
○交通安全施設等整備事業		
<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道のバリアフリー化や視覚障がい者用誘導ブロックの設置を進める。</li> </ul>	建設部	
○市町村地域生活支援事業（移動支援事業）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の特性や個々の利用者の状況やニーズに応じて柔軟な形態で事業を有効に活用・実施することにより、地域の移動手段を確保し、地域における自立生活及び社会参加の促進を図る。</li> <li>各市町村においてサービス内容等に格差が生じていることから、サービス提供体制の整備や支給基準の策定について助言する。</li> </ul>	保健福祉部	
○盲ろう者通訳・介助員派遣事業		
<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚と聴覚の重複障がいのある重度の盲ろう者に対し、外出時の移動等の際に支援を行う介助員を派遣する。</li> </ul>	保健福祉部	
○身体障害者補助犬育成事業費補助金		
<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道盲導犬協会等に助成を行い、身体障がい者の就労や日常生活等を支援する身体障害者補助犬の育成や普及啓発等を支援する。</li> </ul>	保健福祉部	

**第14条 切れ目のない支援**

○特別支援教育総合推進事業		
<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園、小・中学校、高等学校の特別支援教育コーディネーター等を対象に「特別支援教育充実セミナー」、進路担当者等を対象に「特別支援教育進路指導協議会」、市町村教育委員会の就学事務担当者を対象に「市町村教育委員会就学事務担当者等研修会」、特別支援学級等を担当する教員を対象に「オンライン授業改善セミナー」を開催する。</li> </ul>	教育庁	
○発達支援センター事業（地域づくり総合交付金）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>発達の遅れや障がいのある児童とその家族が、身近な地域において適切な相談支援等を受けることができるよう市町村が実施する子ども発達支援センターを支援するとともに、市町村中核子ども発達支援センターの認定拡大を図る。</li> </ul>	保健福祉部	
○障がい者ピアサポーター養成事業		
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を推進するため、自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者等の支援を行うピアサポーターとその活用方法を理解した障害福祉サービス事業所等の従事者を養成する。</li> </ul>	保健福祉部	

**第15条 保健・福祉及び教育との連携**

○私立幼稚園等管理運営費補助金		
<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児の就園を受け入れている私立幼稚園に対して助成を行う。</li> </ul>	総務部	
○特別支援学校における医療的ケア体制整備事業		
<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校に在籍し医療的ケアが必要な児童生徒の教育機会の確保を図るため、医療的ケアを必要とする児童生徒の在籍状況や、本人・保護者のニーズを踏まえ看護師を配置する。</li> <li>教員による特定行為を実施できるようになるための研修を実施する。</li> <li>医療的ケアに精通した医師から助言・指導を受け、より安全なケアが実践できる校内体制を整備する。</li> </ul>	教育庁	

## 第15条 保健・福祉及び教育との連携（つづき）

○地域子ども・子育て支援事業費補助金（放課後児童健全育成事業）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 放課後児童健全育成事業の実施施設（放課後児童クラブ）の設置促進等を図るため、既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備に対する支援及びボランティアの派遣や障がい児受入のための支援員の確保等を行い、放課後児童クラブの円滑な事業実施や放課後子ども総合プランの推進について支援する。</li> </ul>	保健福祉部	
○障がい児等支援体制整備事業		
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障がい児等支援連携体制整備事業 北海道教育庁と協働し、地域での関係機関の連携体制の整備を推進する。</li> <li>■ 発達支援関係職員実践研修事業 北海道教育庁と合同で、14振興局で教員・市町村職員等を対象に研修を行う。</li> <li>■ 難聴児等支援事業 道立聾学校、市町村、関係機関等と連携し、難聴児等の発達の促進を図るための取組を行う。</li> </ul>	保健福祉部	

## 第16条 高齢者施策等との連携

○道営住宅整備事業		
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新たに建設する全ての道営住宅について、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を実施する。</li> </ul>	建設部	
○すべての人にやさしいまちづくり推進事業		
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ユニバーサルデザインの普及や災害時の対応等の観点等を含め、緊急性及び優先性の高い整備項目を検討し、順次、整備を進める。</li> </ul>	保健福祉部	
○重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業		
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村が実施する対象者の属性を問わない相談支援等を一体的に行う重層的支援体制整備事業の取組を支援するため、市町村内連携促進説明会の開催、市町村間の情報共有の場づくり、重層的支援体制整備人材研修や専門家派遣を行う。</li> </ul>	保健福祉部	

## 第17条 障がい者の家族に対する配慮

○児童家庭支援センター運営事業		
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもと家庭をめぐる問題について、それぞれの地域に応じた相談活動を展開すると同時に、心理療法など専門的な関わりを行うなどして、地域に密着した相談・支援体制の強化を図る。</li> </ul>	保健福祉部	
○発達障害者支援センター運営事業		
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発達障害者支援（地域）センターを委託運営し、発達障がい者及びその家族に対し、相談・情報提供等の専門的支援を行うとともに、各地域における市町村及び関係機関の体制整備に対する支援を行う。</li> </ul>	保健福祉部	
○精神障がい者家族相談員設置事業		
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 精神障がい者家族相談員を設置し、精神障がい者及びその家族等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行う。</li> </ul>	保健福祉部	

## 第18条 地域間格差の是正等

○障がい福祉計画等圏域連絡協議会		
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障がい福祉計画等圏域連絡協議会（21圏域）において、第6期障がい福祉計画（令和3～5年度）の推進管理、市町村障がい福祉計画の推進・調整、地域づくり委員会に提案する施策上の課題、医療的ケア児や心身障がい者等の支援等について協議を行う。</li> </ul>	保健福祉部	